イ　交付期間　平成28年９月７日（水）から平成28年10月27日（木）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

ウ　交付場所　⑴に同じ。

⑷　北海建公告第13号の３⑷に同じ。

⑸　参加表明書の提出方法、期間及び場所

参加表明書は、提出場所へ持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るもの（以下「書留等」という。）に限る。）、電送又は電子メールにより行うこと（電送又は電子メールによる場合には、着信を確認すること。）。

なお、提出書類は表紙を１頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。（頁の例　１／10～10／10）

ア　提出期間

㋐　郵送、電送又は電子メールによる提出期間　平成28年９月７日（水）から平成28年９月26日（月）までの休日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで。

㋑　持参による提出期間　平成28年９月７日（水）から平成28年９月26日（月）までの休日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで。

イ　提出場所　⑴に同じ。

⑹　北海建公告第13号の３⑹に同じ。

⑺　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア　入札書の提出方法　入札書は、持参又は郵送（配達証明郵便に限る。）により提出すること。

イ　入札及び開札の日時、場所

㋐　持参の場合は、平成28年10月27日（木）正午までに当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局契約課に提出すること。

㋑　郵送による入札書の提出期限は、平成28年10月27日（木）正午必着（郵送による入札書の提出場所は、当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局契約課）

㋒　開札は、平成28年10月28日（金）午後１時30分当機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局にて行う。

⑻　北海建公告第13号の３⑻に同じ。

⑼　北海建公告第13号の３⑼に同じ。

⑽　北海建公告第13号の３⑽に同じ。

４　その他　北海建公告第13号の４に同じ。

５　契約に係る情報提供の協力依頼　北海建公告第13号の５に同じ。

６　Summary

⑴　The same with the notice above (No.13)

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Geological survey (Boring) of Oshamanbe section of Hokkaido Shinkansen

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by mail : 5 : 00 P.M. 26, September 2016 (application forms and relevant documents for the qualification brought with : 5 : 00 P.M. 26, September 2016)

⑸　Time-limit for the submission of tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. 27, October 2016)

⑹　The same with the notice above (No.13)

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成し、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する下記の工事における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年９月７日

大阪航空局長　千山　善幸

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　工事概要

⑴　工事件名　那覇空港事務所庁舎新築工事（電子入札対象案件）

⑵　工事内容　本工事は、那覇空港の庁舎新築工事を行うものである。

１）建築工事

①　庁舎　鉄筋コンクリート造　４階建　建築面積1,039.68㎡　延床面積3,860.40㎡

②　渡り廊下　鉄骨造　建築面積28.97㎡　延床面積28.97㎡

⑶　工事場所　沖縄県那覇市大嶺（那覇空港内）

⑷　工期　平成29年３月27日から平成30年10月31日まで

２　資格審査申請書の受付期間

平成28年９月７日から平成28年10月７日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）までの間の９時から17時まで。なお、平成28年10月７日（休日を除く。）以降においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに当該共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

３　申請の方法

⑴　申請書の交付場所　共同企業体としての資格を得ようとする者に以下の場所で競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を交付する。〒540―8559 大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号大阪合同庁舎第４号館15階　大阪航空局総務部経理課契約係　電話番号06―6949―6206

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。なお、提出場所は⑴に示す申請書の交付場所と同じ。

①　４⑵③に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し

②　４⑶①から③までの要件を満たすことを判断できる各構成員の工事の施工実績を記載した書類

③　４⑺により締結した共同企業体協定書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　共同企業体としての資格及びその審査

⑴　構成員の数　構成員の数は２社の組合せとする。

⑵　組合せ及び構成員の資格要件　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　平成27・28年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「建築工事業」に格付けされた大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成26年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、③の再認定を受けている者を除く。

⑤　当該申請書の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑥　警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。